

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 [更新](#)

当社は、「経営理念」「バンキング目標」に基づき、銀行業務を通じて「地域経済・社会の発展に貢献する」という地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を常に念頭に置いた業務運営に努めております。

<経営理念>

「人をつくり 人につくす」

<バンキング目標>

- (1)当社と取引するすべての関係者に経済的、文化的満足を提供する。
- (2)新たな豊かさを求める生活者にふさわしい、適切な金融サービスと情報のメリットを提供する。
- (3)変化する活動環境の中で、自らの限界に挑戦しようとする事業体の活動を多面的に支援する。
- (4)国際的に評価される産業、文化の育成につとめ、地域の発展に貢献する。
- (5)社員主役の生気にあふれ、規律正しい職場づくりと、独自の企業形成をめざす。

当社におけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、以下のとおりであります。

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公平性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させるため、次の基本的な考え方に基づいて、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めています。

(1)株主の権利を尊重し、平等性を確保する。

(2)株主、お客様、地域社会、社員などのステークホルダーとの適切な協働に努める。

(3)非財務情報を含めた情報の適切な開示と、意思決定の透明性、公正性を確保する。

(4)監査役会設置会社として、監査役会による監査機能を有效地に活用するとともに、独立性の高い社外役員を複数名選任し、社外の視点による監督・監査機能を併せ持つことで、取締役会の監督機能の実効性を高める。

(5)中長期的な企業価値の向上に向け、株主との建設的な対話を努める。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

【補充原則1-2-4】

当社は、議決権電子行使プラットフォームの採用、および招集ご通知の英訳化は実施しておりません。

今後、株主の皆さまのご要望や海外投資家の比率等を踏まえながら検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

【原則1-4】(いわゆる政策保有株式)

政策保有に関する方針

政策保有株式については、「取引先との長期的、安定的な取引関係の維持・強化」、「当社の経営戦略に基づく連携・協力関係の維持・強化」などに資する場合において限定的に保有しております。

政策保有株式は、中長期的な経済合理性、将来の見通しを踏まえ、取引関係の状況、連携・協力関係の状況等を毎年取締役会で検証し、保有の可否を判断しております。

議決権行使基準

議決権行使にあたっては、政策株式保有先の経営方針、ガバナンス、業況などを勘案するとともに、中長期的な当社の企業価値の向上や株式価値の観点も踏まえて総合的に賛否を判断します。また、株式価値に大きな変動を与えると判断される場合や議案内容に不明な点がある場合は、対話を行ったうえで賛否を判断します。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社は、株主の利益を保護するため、当社役員、グループ会社、主要株主等との間で行う取引(関連当事者間取引)については、取締役会規程において取締役会の承認事項とし、取引を行った取締役はその取引につき重要な事実を取締役会に報告することを定めております。

また、関連当事者間取引の有無等を、毎年定期的に役員に確認し、その結果を取締役会へ報告することで適切な監視を行っております。

【原則3-1】(情報開示の充実)

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、企業理念体系に基づき、経営ビジョン(10年後の目指す姿)「夢をかなえ、地域の未来を創造する銀行」を掲げ、それを実現するためのファーストステップとして、中期経営計画「トマトみらい創生プラン～進化への挑戦～2018」を策定・公表しております。

詳細につきましては、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

企業理念体系 <https://www.tomatobank.co.jp/about/soul.html>

経営ビジョン・行動指針・中期経営計画 https://www.tomatobank.co.jp/about/info_plan.html

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1.1基本的な考え方」をご参照ください。

(3)経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書「2.1【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(4)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者及び監査役候補者の指名方針は次のとおりとしております。

- ・社内取締役候補者は、当社の経営理念、パンキング目標及び経営計画等を踏まえ、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ十分な社会的信用を有する者とする。
- ・社外取締役候補者は、東京証券取引所の定める「独立性基準」を考慮し、企業経営や専門分野における豊かな経験と高い見識に基づき、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者とする。
- ・社内監査役候補者は、当社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ十分な社会的信用を有する者とする。
- ・社外監査役候補者は、東京証券取引所の定める「独立性基準」を考慮し、当社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ十分な社会的信用を有する者とする。

取締役候補者及び監査役候補者の決定手続きは次のとおりとしております。

取締役候補者及び監査役候補者は、取締役会で決定する。なお、監査役候補者については、監査役会の同意を得る。

(5) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役候補の個々の選任理由につきましては、株主総会の取締役・監査役選任議案上程の際に、「株主総会招集ご通知」に記載しております。

なお、「株主総会招集ご通知」につきましては、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

株主総会招集ご通知 <https://www.tomatobank.co.jp/investor/stock/stockholder.html>

【補充原則4-1-1】(経営陣に対する委任の範囲の明確化)

取締役会は、「取締役会規程」により決定事項の範囲を明確に定めております。また、社長を含む役付取締役からなる常務会への権限委譲については「常務会規程」、取締役への権限委譲については「職制規程」等により明確に定めております。

なお、取締役会は、経営に重大な影響を与える事項等を取締役会報告事項として定め、定期的または必要に応じて、取締役会が業務執行状況について報告を受ける体制を構築しております。

【原則4-8】(独立社外取締役の有効な活用)

取締役会は、定款上の員数である14名以内とし、取締役会全体としての知識、能力、経験のバランスのとれた構成を図るとともに、取締役会における独立的かつ客観的な経営監督機能を確保するため、独立社外取締役を2名選任しております。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社は、会社法で定められた社外取締役の要件ならびに東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準を考慮し、独立社外取締役を選任しております。

社外取締役の選任にあたっては、会計・税務、経済等における高い見識・経験に基づき、取締役及び経営を監督し、取締役会等で率直・活発で建設的な意見を表明することできる人物を社外取締役候補者として選任しております。

【補充原則4-11-1】(取締役会の構成に関する考え方)

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための多様な知見・知識・経験・能力を取締役会全体としてバランスのとれた構成を図るとともに、定款に定める範囲(14名)において多様性と適正規模を両立できる適切な員数とともに、取締役のうち複数名を独立した社外取締役として選任することとしております。

【補充原則4-11-2】(取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況)

当社は、毎年、取締役及び監査役の重要な兼職の状況を「株主総会招集ご通知」の「事業報告」にて開示しております。

なお、本報告書提出日現在、取締役および監査役の他の上場会社役員の兼任はございません。

株主総会招集ご通知 <https://www.tomatobank.co.jp/investor/stock/stockholder.html>

【補充原則4-11-3】(取締役会全体の実効性についての分析・評価)

当社は、毎年、社外を含む全ての取締役および監査役を対象に、取締役会の構成、運営状況、議題、支援体制に関するアンケート調査を行い、回答の集計及び意見の集約結果について、社外役員による事前審議を経て、取締役会において取締役会全体の実効性について分析・評価を行うこととしております。

平成28年5月25日開催の取締役会において、平成27年度の取締役会の実効性に関する分析・評価を行った結果、当社の取締役会の実効性は十分確保されていることを確認いたしました。

なお、より一層の取締役会機能の充実に向けて、以下の課題があるとの共通認識を持っており、来年度以降も継続的に取締役会の実効性に関する分析・評価を実施し、取締役会機能の更なる充実につなげてまいります。

・取締役会決議事項・報告事項の適宜見直し

・議案の重要性に応じた適切な検討時間及び審議時間の確保

・役員向け研修の充実

・社外役員が議案内容の理解をより深めることを目的とした業界情報や専門知識などの情報提供の充実

【補充原則4-14-2】(取締役・監査役に対するトレーニング方針)

当社は、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役の就任時に、上場企業の取締役・監査役として期待される役割・責務を果たすため、関係法令及びコンプライアンス等に関する知識の習得や情報の取得を目的に、外部機関が提供する研修会等も含めた必要な機会を提供、斡旋するとともに、その費用を支援しています。また、新任の社外取締役および社外監査役には、就任時に当社の歴史、経営理念、経営戦略、業務内容等を幅広く説明し、十分な理解を得る機会を提供しております。

また、就任後においても、担当業務に関わらず、その役割・責務を果たすために必要と考えられる知識の習得や更新を目的とした幅広い研修機会の提供を行うとともに、それに要する費用を支援しております。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、株主との建設的な対話の実現に向け、以下のとおり体制を整備しております。

(1)当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との対話に対しては、合理的な範囲において積極的に対応しております。株主との対話全般については、代表取締役、経営企画部担当役員及びその他役員が中心となり、株主との建設的な対話が実現するよう努めています。

(2)経営企画部を株主との対話の窓口とし、適宜、財務、営業、リスク管理部門等と適切に情報交換を行い、有機的な連携体制を確立しております。

(3)個別面談以外の対話の手段としては、証券会社等が開催する個人投資家・機関投資家向け説明会等に参加し、社長が説明を行っております。また、当社ホームページ、ディスクロージャー誌などにより、ご理解いただきやすい情報提供に努めています。

(4)決算説明会等の結果については、経営企画部担当役員を通じて経営陣に対して報告しております。

(5)当社は、「内部者取引規制規程」等を定め、適切な情報管理態勢を整備しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|----------------------------|-----------|-------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) | 7,085,000 | 6.06 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 5,408,000 | 4.63 |
| トマト銀行職員持株会 | 4,208,683 | 3.60 |
| 株式会社みずほ銀行 | 3,600,115 | 3.08 |
| 株式会社もみじ銀行 | 3,404,879 | 2.91 |
| 株式会社中国銀行 | 3,390,435 | 2.90 |
| 朝日生命保険相互会社 | 2,660,000 | 2.27 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 2,000,000 | 1.71 |
| 岡山県 | 1,980,000 | 1.69 |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 | 1,921,000 | 1.64 |

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

| | |
|---------------------|-----------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | 銀行業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 500人以上1000人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------------------|
| 定款上の取締役の員数 | 14名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 更新 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名 |

| | |
|-----------|--------------------|
| 会社との関係(1) | 更新 |
|-----------|--------------------|

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | |
|--------|-------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j |
| 小川 洋 | 公認会計士 | | | | | | | | ○ | | |
| 上岡 美保子 | 学者 | | | | | | | | ○ | | |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

| | |
|-----------|--|
| 会社との関係(2) | |
|-----------|--|

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|--------|------|---|--|
| 小川 洋 | ○ | 小川洋氏とは、一般預金者としての経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断し、概要の記載を省略しております。 また、当社の会計監査人であります新日本有限責任監査法人に平成18年6月まで所属しておりました。その後、平成25年4月まで顧問公認会計士として顧問契約を締結しておりましたが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断し、概要の記載を省略しております。 | 東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、税理士、公認会計士としての高い見識と、地域金融機関の経営者としての経験などから高い見識を持ち、独立性の高い社外取締役であることから、取締役会における業務執行にかかる決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることができると判断し、独立役員に指定しております。 |
| 上岡 美保子 | ○ | 上岡美保子氏とは、一般預金者としての経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資家の判断 | 東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、長年にわたり独立行政法人日本貿易振興機構の幹部職員として培った経験と幅広い見識を持ち、独立性の高い社外取締役であることから、取締役会における業務執行にか |

| | | |
|--|-----------------------------------|---|
| | に影響を及ぼすおそれがないと判断し、概要の記載を省略しております。 | かる決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとことができると判断し、独立役員に指定しております。 |
|--|-----------------------------------|---|

| | |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |
|----------------------------|----|

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4名 |
| 監査役の人数 | 4名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役と会計監査人の連携状況

監査役は会計監査人と定期的に協議を行うとともに、会計監査の実施状況等について隨時、意見交換を行うなど、監査の適切性と実効性を高めています。また、監査役・監査部・会計監査人による意見交換会を年2回実施しており、組織レベルで改善すべき問題や財務報告に係る内部統制の有効性等の問題について協議しております。

・監査役と内部監査部門の連携状況

監査役と監査部は、監査の適切性と実効性を高めるため、毎月協議を行い相互の連携を図り、組織レベルで改善すべき問題や全社的なコンプライアンス等の問題について協議を行っております。

| | |
|---|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 3名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 [更新] | 3名 |

会社との関係(1) [\[更新\]](#)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|--------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 吉岡 一巳 | 税理士 | | | | | | | | | | ○ | | | |
| 三宅 昇 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | ○ | | | |
| 佐々木 浩史 | 弁護士 | | | | | | | | | | ○ | | | |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) [\[更新\]](#)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|----|------|--------------------|--|
| | | 吉岡一巳氏とは、一般預金者としての経 | 東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、長年にわたる税務行政の経験と、税 |

| | | | |
|--------|---|---|--|
| 吉岡 一巳 | ○ | 常的な取引がありますが、取引規模や性質に照らして、株主・投資家に判断に影響をおよぼすおそれがないと判断し、概要の記載を省略しております。 | 理士としての高い見識を持ち、独立性の高い社外監査役であることから、取締役会における業務執行にかかる決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることができると判断し、独立役員に指定しております。 |
| 三宅 昇 | ○ | 三宅昇氏とは、一般預金者としての経常的な取引がありますが、取引規模や性質に照らして、株主・投資家に判断に影響をおよぼすおそれがないと判断し、概要の記載を省略しております。 また、同氏は当社の取引先である公益財団法人岡山県産業振興財団の理事長を務めております。 当社は、公益財団法人岡山県産業振興財団および同氏の出身元である岡山県との間に預金・貸出金等取引がありますが、公益財団法人岡山県産業振興財団との取引の規模や性質に照らして、また岡山県については地方公共団体であることに照らして、株主・投資家の判断に影響をおよぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。 | 東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、長年にわたる地方行政の経験と、組織のトップとしての経験から高い見識を持ち、独立性の高い社外監査役であることから、取締役会における業務執行にかかる決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることができると判断し、独立役員に指定しております。 |
| 佐々木 浩史 | ○ | 佐々木浩史氏とは、一般預金者としての経常的な取引がありますが、取引規模や性質に照らして、株主・投資家に判断に影響をおよぼすおそれがないと判断し、概要の記載を省略しております。 | 東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、弁護士として、その高度な専門知識や経験に基づき、独立性の高い社外監査役であることから、取締役会における業務執行にかかる決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることができると判断し、独立役員に指定しております。 |

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

5名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の要件を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与に関する施策については、今後検討していきたいと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

報酬については、有価証券報告書及び事業報告にて取締役・監査役別に各々の総額を開示するとともに、社外役員への支給総額についても開示しております。

平成27年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりです。なお、役員報酬には、役員退職慰労引当金繰入額を含んでおります。

役員報酬

役員賞与

- ・取締役 176百万円(うち社外取締役 7百万円) 一百万円
- ・監査役 25百万円(うち社外監査役8百万円) 一百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#)

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬につきましては、株主総会の決議により、取締役及び監査役に対する報酬総額の最高限度額を決定しております。

- ・取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、役位に応じた毎月の定額報酬と退職慰労金で構成し、株主総会で決議された額の範囲内で、取締役会で決定しております。
- ・社外取締役の報酬は、経営監督機能の強化を図る観点から、その職務に鑑み定額とし、株主総会で決議された額の範囲内で、取締役会で決定しております。
- ・社内監査役の報酬等は、毎月の定額報酬と退職慰労金で構成し、株主総会で決議された額の範囲内で、監査役会の協議において決定しております。
- ・社外監査役の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内で、監査役会の協議において決定し、その職務に鑑み定額としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- ・取締役会の決議のうち重要な案件については、社外取締役・社外監査役へ適宜事前説明を行います。また、その他取締役会の議案に関して事前説明の要望がある場合や業務運営に関する質問等に対しては、その都度対応しております。
- 監査役の監査を補助する体制の充実を図るため、監査役室を設置し、監査役を補助するスタッフ1名を配置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

- ・当社の取締役会は、平成28年6月末現在、取締役11名(男性10名・女性1名、うち社外取締役2名)で構成されております。取締役会は、毎月1回及びその他必要に応じて開催し、重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行っております。
- ・常務会は、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役で構成され、原則、毎月3回開催し、取締役会における業務執行に関する基本方針に基づき、業務執行上の重要事項を審議、決定するとともに効率的な業務運営を行っております。
- ・内部監査及び監査役監査、会計監査の状況
内部監査については、取締役社長を担当役員とする「監査部」(平成28年6月末現在、人員9名)を設置しており、業務執行部門から独立した立場で当社並びに子会社・関連会社の内部監査を実施し、コンプライアンスやリスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性を検証するとともに、財務報告に係る内部統制の有効性評価を実施しております。内部監査の結果については、定期的に常務会及び取締役会に報告するとともに、監査役にも報告する体制としております。また、内部監査の結果に基づき、内部管理態勢の適切性・有効性並びに問題点の改善策等について業務執行部門との協議を毎月行っております。
- ・監査役監査については、監査役4名(うち社外監査役3名)からなる監査役会が取締役の職務執行状況を監査しております。なお、社外監査役のうち1名は税理士資格を有していることから、財務・会計に関する知見を有しております。
- 監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役及び使用人等からの報告内容の検証、当社の業務及び財産の状況の調査等を行い、取締役又は使用人に対する助言又は勧告等の意見の表明、取締役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じることとなっております。
- 監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深め、適正な経営の監視を行っております。
- ・当事業年度にかかる監査業務を執行した公認会計士は新日本有限責任監査法人に所属する村田賢治氏、伊加井真弓氏の2名で、2名とも継続監査年数は7年以内であります。監査業務に係る補助者の構成は公認会計士13名、その他6名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新](#)

当社は、監査役制度を採用しており、監査役は、常勤監査役1名並びに社外監査役3名(うち独立役員3名)で構成されております。常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、監査の環境の整備及び社内の情報の収集に努め、内部統制システムの構築及び運用の状況を日常的に監視し検証するとともに、その職務の遂行上知り得た情報を、他の監査役と共有しております。社外監査役は、中立の立場から客観的な監査意見の表明に努めております。また、監査に関する重要な事項の報告、協議、決議を行うことを目的にすべての監査役で組織する監査役会を設置し、原則3か月に1回及び必要に応じて開催しております。さらに、監査役全員が取締役会に出席するほか、常勤監査役が常務会にも出席し、取締役の職務の執行を監査するとともに、監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、相互認識と信頼関係を深めるよう努めております。

このような態勢により当社のコーポレート・ガバナンスが十分機能していると思われることから、現在の機関形態を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | | 補足説明 |
|---------------|--|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | | 平成28年6月28日開催の第133期定時株主総会の招集ご通知を平成28年6月8日(19日前)に発送いたしました。 |
| その他 | | 事業報告の主要な事項については、大型スクリーンを使用し、表やグラフなどをビジュアル化し、株主の皆さまに分かりやすい説明を行うことを心がけております。 当社のホームページに株主総会招集ご通知を掲載しております。 |

2. IRに関する活動状況 更新

| | | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------|---------------------------------|--|---------------|
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | | 平成27年度は、合同IR説明会(6月 参加者103名)および個人投資家向け会社説明会(7月 参加者118名)において、取締役社長等が当社の概要、決算内容、経営戦略等についてご説明いたしました。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | | 当社ホームページに、決算短信、半期ごとに決算説明資料、ディスクロージャー誌等を掲載しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | IR担当部署: 経営企画部 IR事務連絡責任者: 経営企画部長 | | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

| | | 補足説明 |
|------------------------------|--|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | | 当社は、「人をつくり、人につくす」を経営理念とし、当社のあるべき理想の経営目標として、次の5つのランキング目標を掲げております。 1.当社と取引するすべての関係者に経済的、文化的満足を提供する。 2.新たな豊かさを求める生活者にふさわしい、適切な金融サービスと情報のメリットを提供する。 3.変化する活動環境の中で、自らの限界に挑戦しようとする事業体の活動を多面的に支援する。 4.国際的に評価される企業、文化の育成につとめ、地域の発展に貢献する。 5.社員主役の生気にあふれた、規律正しい職場づくりと、独自の企業文化形成をめざす。 そして、これらの思想を、コーポレート・スローガン「にんげん大好き」に託して、「ヒューマンバンク」の理想のもとに、人びとの幸せにお役に立つ銀行、人と人とのふれあいを大切にした親しみやすい銀行を目指しております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | | <p>●環境保全活動への取り組み 当社は、平成21年9月に「トマト銀行環境方針」を制定し、環境保全活動を体系的かつ継続的に実施しております。トマト環境格付融資やトマトECO(エコ)定期預金の取り扱いなど、業務を通じた環境保全活動に積極的に取り組んでいるほか、紙・電気使用量の削減など、当社オフィスにおける環境配慮活動にも全社を挙げて取り組んでおります。 詳細につきましては、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。 環境保全への取り組み : https://www.tomatobank.co.jp/about/env_policy.html</p> <p>●地域社会への貢献に向けた取り組み スポーツを通じた地域貢献活動として、お預入総額に応じて地元サッカーチームに強化資金を贈呈する応援定期預金の取り扱いや、金融教育を通じた地域貢献として、小学生を対象にお金の動きや銀行の役割などについて学んでいただく「夏休み！こどもトマト銀行たんけん隊」を開催するなど、地域活性化につながる取り組みを積極的に推進しております。</p> |
| ステークホルダーに対する情報提供に関する方針等の策定 | | 当社の経営方針や経営内容等について、ディスクロージャー誌、ホームページ、決算関係資料等により、積極的に開示しております。 |
| | | <p>●ダイバーシティ推進への取り組み 当社は、「全員精鋭主義」のもと、社員一人ひとりが年齢や性別など多様な人材が持つ能力や個性を最大限に発揮して活躍できる職場づくりを目指しており、こうした取り組みを一層推進するために、平成27年6月に人事部内に女性管理職をチームリーダーとした「ダイバーシティ推進チーム」を設置いたしました。 <ダイバーシティ戦略> (1)女性の活躍促進(女性のキャリア支援) (2)育児・介護と仕事の両立支援</p> |

- (3) ワークライフバランスの推進(働き方改革)
- (4) ライフサイクル支援(セカンドライフを見据えた働き方の提案)
- (5) 障がい者雇用(職場環境の整備)

平成27年度は、社員が仕事と家庭の両立を図り、多様な立場の社員が活躍できる職場づくりをめざすことを目的に、役員および各職場の所属長であるすべての部室店長が「イクボス※」宣言を行いました。

※イクボスとは、部下のワークライフバランスに配慮し、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も上げつつ、自らも仕事と私生活を楽しむ経営者・管理職のことをいいます。

なお、当社においては取締役11名のうち1名(社外取締役)が女性です。

●女性の活躍促進に向けた取り組み

当社は、女性が幅広く活躍できる企業や働きやすい職場環境づくりに取り組んでおります。これまでに、女性社員の意見を経営に反映させることを目的に女性委員会を設置し、退職した女性社員を再雇用する「トマトCOMEBACK制度」、社員の仕事と育児・介護の両立をサポートするための「短時間勤務制度」等を整備しているほか、社員向け研修に女性の活躍推進を目的としたプログラムを導入しております。

また、当社は女性が意欲をもって活躍できる職場環境の整備を進め、多くの女性社員が、営業店長などの管理職や、業務運営の中心的な役割を担う役職者として活躍できる企業を目指し、「女性のエンパワーメント原則(WEPs=Women's Empowerment Principles)」に署名しております。

※「女性のエンパワーメント」とは、女性が個人としても、社会集団としても意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮することをいいます。

※「WEPs」とは、国連女性開発基金と国連グローバル・コンパクトが共同作成し、平成22年3月8日の国際女性デーに発表したもので、企業やその他の民間団体が女性の登用とエンパワーメントに取り組むための7つのステップを表している国際的な原則です。

さらに、女性が出産・育児をしながら働き続け、銀行業務の主要な部署で能力発揮・キャリア形成ができるよう、平成28年4月1日から平成33年3月31日(5年間)を計画期間とする「株式会社トマト銀行 行動計画」を策定し、現在推進しております。

<株式会社トマト銀行 行動計画の定量的目標>

- (1) 係長以上に占める女性の割合を20%以上とする。 平成28年3月末時点 13.1%
- (2) 女性の貸付係、涉外係を32名とする。 平成28年3月末時点 12名
- (3) 男性の育児休業取得率100%を目指す。

詳細につきましては、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

ダイバーシティ推進への取り組み : <https://www.tomatobank.co.jp/recruit/diversity.html>

その他

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

□ 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において決議した以下の「株式会社の業務の適正を確保する体制(内部統制システム)」に基づき、内部統制の充実強化を図ることとしております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役が、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるかどうかの適格性について、取締役選任前に取締役会がチェックする。

(2) 当社が社会的責任と公共的使命を果たすため、取締役コンプライアンス規程にトマト銀行取締役行動規範を定める。

(3) 取締役の法令等遵守態勢及び内部管理態勢に対する認識を強化し、高い職業倫理感を涵養するため、取締役を対象にしたコンプライアンスや内部管理態勢に関する外部研修に参加し、最新の情報収集を行うとともに継続的に意識の高揚を図る。

(4) 取締役会は、法令等遵守方針に基づき法令等遵守に関する社内規程を策定し、組織内に周知させている。また、トマト銀行役員行動規範において使用人の行動基準を定める。

(5) 取締役会は、法令等遵守方針に基づいて、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画(コンプライアンス・プログラム)を事業年度ごとに策定し、当社グループの組織全体に周知する。

(6) コンプライアンスに関する最高責任者を社長、コンプライアンス統括部署担当役員をコンプライアンス統括責任者とし、本部にコンプライアンス統括部署を設置し、関係会社及び当社各部店にコンプライアンス責任者を配置して法令等遵守の徹底を図る。

(7) 管理職及びコンプライアンス担当者を対象にコンプライアンス研修を実施するほか、各部店においても定期的にコンプライアンス研修を行う。

(8) 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進について協議する。

(9) コンプライアンス統括部署に法令違反、規程違反、倫理的に問題がある事項等を社員が発見した場合の社内通報窓口を設置し、専用電話、電子メール等により相談を受け付ける体制をとることにより、当社及び関係会社における法令違反等の早期発見体制並びに自浄プロセス体制を確立する。

(10) 事故防止のため、従業者の人事ローテーションを定期的に実施するとともに、連続休暇制度に加え、指定休務、僚店間トレード制度などにより、職場離脱を実施する。

(11) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して組織全体として毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当な要求を拒絶する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 社内の文書の作成、保存及び保管について定めた文書規程に基づいて、情報の保存及び管理を適切に行う。

(2) セキュリティポリシー及びプライバシーポリシーに基づいて、保有するすべての情報資産(情報および情報システム)や個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理(基本)規程に基づいて、リスクカテゴリー別のリスク管理基本方針、リスク管理規程及び部門別のリスク管理マニュアル、信用リスク管理の基本方針としてクレジットポリシー、セキュリティ管理の基本方針としてセキュリティポリシーを定め、リスク管理を行う。

(2) リスク管理の統括部署を設置し、リスク管理を一元化管理する。

(3) 内部監査部署として監査部を設置し、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を行う。

(4) 社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理全般に係る協議機関として、主に内部管理態勢・リスク管理態勢強化のための整備、リスク管理体制の一元化等に関わる事項について協議する。

(5) 大規模災害の発生による損害で通常業務を行うことができなくなった場合を想定して業務継続計画を定め、重要業務の継続を迅速かつ効率的に行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会を3か月に1回以上開催するほか、必要がある場合には隨時開催できる体制とする。

(2) 効率的業務運営を行うために、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役をもって構成する常務会において、取締役会における業務執行に関する基本方針に基づき、業務執行上の重要な事項を審議、決定する。

(3) 職制規程及び業務分掌規程に基づいて、業務執行を円滑かつ効率的に行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 関係会社との緊密な連携のもと、関係会社が当社グループとしての事業目的を遂行できるよう適切な内部管理体制を構築し、業務の健全かつ適切な運営を行う。

(2) 当社は、グループ経営管理として、関係会社から必要な報告を受け、協議する体制を構築する。

(3) 当社の監査部が関係会社の内部管理態勢について監査を実施する。

(4) 当社のコンプライアンス体制は、関係会社も含めた当社グループ全体を対象に当社のリスク管理統括部署が管理・統括し、当社グループの適正なコンプライアンス体制の確保を図る。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し、監査役会と協議のうえで必要な人員を配置する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役の職務を補助するための使用人は、当社の業務執行部門の役職員を兼務せず、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して、監査役以外の者から指揮命令を受けない。

(2) 監査役の職務を補助するための使用人の任命及び異動については、あらかじめ監査役会の同意を得る。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 法令等の違反行為、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、不祥事件が発覚した場合は、コンプライアンス統括責任者が取締役及び監査役へ報告する。

(2) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、他の取締役及び使用人が法令、定款もしくは取締役行動規範、社内規程に違反した行為があると思料するときは、直ちに監査役へ報告する。

(3) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないよう、必要な体制を整備する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役は、株主総会に付議する監査役選任議案の決定にあたって、監査役会とあらかじめ協議をする。

(2) 監査役が、取締役会はもとより、常務会その他の重要な会議に出席できる。

(3) 監査役及び監査役会は、社長と定期的に会合をもち、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等につい

て意見交換する。

(4) 内部監査部門は、内部監査で得た情報を監査役に提供する等緊密な連携を保ち、監査役の円滑な業務の遂行に協力する。

(5) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行う。

□業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当社は、上記方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。平成27年度において実施いたしました内部統制上重要な取組みは以下のとおりです。

1.コンプライアンス体制に関する取り組み

法令違反・不正行為等の早期発見及びこれらを未然に防止することを目的としてコンプライアンス委員会を設置しており、平成27年度においては4回開催しております。委員会ではコンプライアンスに関する課題の把握と、その対応策の立案・実施を行っており、また、役職員への教育・啓蒙を目的として、毎年度策定する「コンプライアンス・プログラム」に基づき、研修を実施しております。

2.リスク管理体制に関する取り組み

当社の危機管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止すること及び万一発生した場合の被害の極小化を図ることを目的とし、リスク管理基本規程を制定しております。また、当社のリスクに関する統括組織としてリスク管理委員会を設置し、平成27年度においては15回開催しております。委員会では、各リスクを一元的に収集・分類することにより、重要リスクを特定してリスクへの対応を図り、危機管理に必要な体制を整備しております。また災害を想定した訓練も適宜行っております。

3.取締役の職務執行に関する取り組み

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。なお、平成27年度におきましては、取締役会を17回開催しております。

4.内部監査の実施に関する取り組み

内部監査部門が内部監査計画に基づき、当社全部門の内部監査を実施し、それぞれの検証結果を監査報告書として取締役および監査役に対して報告を行っております。

5.監査役の職務執行に関する取り組み

監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成されております。平成27年度においては、16回開催しており、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等を実施しております。また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び監査部と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行も監視しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を制定し、反社会的勢力への、(1)組織としての対応、(2)外部専門機関との連携、(3)取引を含めた一切の関係遮断、(4)有事における民事と刑事の法的対応、(5)不適切な便宜供与や資金提供の禁止について明記し、対外的にも公表しております。

また、コンプライアンス基本方針の一つとして「反社会的勢力との対決」を掲げ、銀行業務の公共的使命と社会的責任の重要性に鑑み、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力とは、断固として対決することとし、組織的に体制整備を図っております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力等への対応に関する統括部署をリスク統括部お客さま相談室、統括責任者をリスク統括部お客さま相談室担当役員とし、営業店における反社会的勢力等への対応については営業店長を統括責任者とする等の社内体制を整備しております。

また、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力の定義、情報収集・管理・活用方法、平時・有事の対応方法、報告ルール、組織体制等について明確化するとともに、マニュアルについては全社員に配付し研修等で周知徹底することにより、全社的に反社会的勢力との取引防止や不当要求による被害防止に向け取組みを進めております。さらに、反社会的勢力等排除に向けた取り組みの強化を目的に「反社会的勢力対応委員会」を設置し、関係会社を含めて反社会的勢力等に関する情報を一元管理・収集するなど、反社会的勢力等との取引の未然防止態勢を構築しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|-------------|----|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |
|-------------|----|

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

1. 適時開示に係る当社の基本姿勢

当社は、株主及び投資家の皆さんに正確かつ公平な情報を開示するため、証券取引所の定める適時開示に関する規則に掲げられた情報を迅速に公開すると共に、当社を理解していただくための有用な情報を積極的に開示しております。

2. 適時開示に係る社内体制の状況

(1) 決定事実に関する情報

決定事実に関する情報については、取締役会等での決議、決定が行われた後、適時開示規則に則り速やかに開示を行っております。

(2) 発生事実に関する情報

発生事実の情報を入手した場合は当該部署において事実確認を行うとともに、経営企画部に情報が集約され、担当役員に報告を行ったうえで、適時開示基準と照合し、開示の必要性ありと判断した場合には当該部署と協力のうえ開示資料を作成し、経営者に報告した後、速やかに開示を行っております。

(3) 決算に関する情報

決算財務情報は、適時開示規則に則り決算短信等の定められた様式に沿って開示情報として取りまとめ、取締役会による承認を受けた後、同日に開示を行っております。

(4) その他

他の重要な情報についても、上記(1)～(3)の場合に準じて、速やかに開示を行っております。いずれの場合も、必要に応じて会計監査人並びに弁護士によるアドバイスを受けており、正確かつ公平な開示に努めております。

